



## 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで「保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」により、本組合の国庫補助率は、平成28年度から5年間をかけて毎年3.8%ずつ削減されておりますが、本年度はその最終年度にあたり、補助率が13.0%になります。

本組合では、平成29年度から令和2年度までの保険料の中期計画を策定し、保険料等検討委員会を経て第118回通常組合会にお諮りし、段階的に保険料の引き上げを行うことをご承認いただき、補助率引き下げへの対応をまいりました。

そのご承認いただきました規約に基づく本年度の保険料賦課額は次のとおりとなります。

### (1) 令和2年度 保険料賦課額

(金額単位：円)

| 賦課区分             | 対象者                      | 年 額   | 月 額   |
|------------------|--------------------------|---|-------|
| 平等割賦課額           | 第1種・第2種組合員<br>1人につき      | 79,200  | 6,600 |
|                  | 第3種組合員<br>1人につき          | 24,000  | 2,000 |
| 所得割賦課額           | 第1種・第2種組合員<br>1人につき      | *前年中の総所得金額等<br>×<br>14/1,000 (料率)<br>{ *第2種組合員加算額<br>60,000 }<br>*所得割賦課限度額<br>520,000 | —     |
| 均等割賦課額           | 家族・准組合員 (従業員)<br>1人につき   | 90,000  | 7,500 |
| 後期高齢者<br>支援金等賦課額 | 被保険者全員<br>1人につき          | 58,560  | 4,880 |
| 介護納付金賦課額         | 40歳以上65歳未満の<br>被保険者1人につき | 66,600  | 5,550 |

(備考)

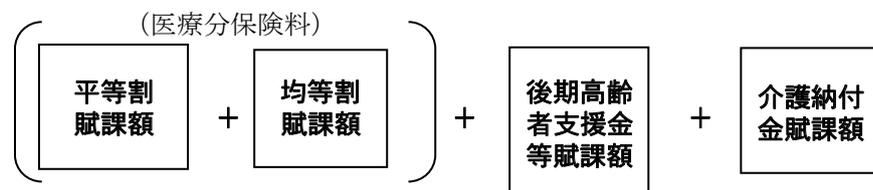
1. 「所得割賦課額」と「第3種組合員の平等割賦課額」は変更なし。
2. 第3種組合員 (75歳以上の後期高齢者) の保険料  
所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額→75歳になる日の属する月から賦課しない。

## 3. 保険料賦課額の計算方法

## ①第1種組合員および第2種組合員



## ②第3種組合員（家族・准組合員がいる場合）



\*第3種組合員に家族・准組合員がない場合・・・平等割賦課額のみ

## (2) 保険料の所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額等を基礎に算定します。しかし、本組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額等」は把握出来ません。

そこで、前年中の「総所得金額等」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成30年中の「総所得金額等」を基礎にして仮賦課（暫定賦課）をしております。

10月には令和元年中の「総所得金額等」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算します。

10月の所得割賦課額の確定賦課については、組合員の方へ「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送し、お知らせします。

## インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

毎年3月から4月は、組合員および被保険者の方々の異動が著しい時期になります。

協会けんぽへのご加入、ご家族のご就職、従業員の雇用・退職、自宅の転居など、組合への届け出の手続きが必要となりますが、国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響しますので、ご注意願います。

なお、各種申請（届け出）用紙はホームページからも入手できますので、是非ホームページのご活用をお願いいたします。

### \*北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目  
北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合  
TEL 011-271-7471  
FAX 011-241-6414

## 道医師国保組合のお知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような組合員または被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

| 届け出の内容                           |  | 届出用紙   |
|----------------------------------|--|--|
| 組合員が組合員資格を喪失するとき                 | 道外に住所を変更したとき<br>他の医療保険に加入したとき<br>北海道医師会を退会したとき<br>医療および福祉の事業または業務に従事しなくなったとき<br>死亡したとき | 被保険者資格喪失(脱退)届<br>【組合員(医師)世帯全員用】<br>様式第16号①                   |
| 従業員(准組合員)が被保険者資格を取得するとき          | 組合員の開設または管理する医療機関で、75歳未満の従業員を採用したとき<br>(健康保険適用事業所を除く)                                  | 被保険者資格取得届<br>【従業員(准組合員)新規用】<br>様式第15号②<br>新規加入時現況届<br>【従業員用】 |
| 准組合員が被保険者資格を喪失するとき               | 組合員(医師)が組合員資格を喪失したとき<br>組合員の管理する医療機関を退職したとき<br>他の医療保険に加入したとき<br>死亡したとき                 | 被保険者資格喪失届<br>【准組合員(従業員)世帯全員用】<br>様式第16号②                     |
| 医師組合員の家族または准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき | 組合員または准組合員と同一世帯になったとき(婚姻・転入・世帯合併)<br>他の医療保険の資格を喪失したとき(退職、任意継続期間満了等)<br>子どもが生まれたとき      | 被保険者資格取得届<br>【家族追加用】<br>様式第15号③                              |
| 医師組合員の家族または准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき | 組合員または准組合員と別世帯になったとき(婚姻・転出・世帯分離)<br>他の医療保険に加入したとき(就職等)<br>死亡したとき                       | 被保険者資格喪失届<br>【家族用】<br>様式第16号③                                |
| 住所・氏名が変更になったとき                   | 住所   | 住所・氏名変更届<br>様式第17号<br>(75歳未満の医師組合員および70歳以上の被保険者は委任状の添付が必要)   |
|                                  | 氏名   |  |
| 修学中の家族が所在地の特例により引き続き被保険者となる時     | 該当   | 法第116条該当・非該当届<br>様式第20号                                      |
|                                  | 非該当  |  |

※ 届け出用紙の備付(本組合ホームページからも入手できます。)および届け出先  
各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

\* ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合：業務(資格)係

TEL 011-271-7471